

平成24年9月

中札内村議会定例会会議録

平成24年9月6日（木曜日）

◎出席議員（8名）

1番	中井康雄君	2番	佐藤耕平君
3番	知本正幸君	4番	笠松直君
5番	黒田和弘君	6番	男澤秋子君
7番	北嶋信昭君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	田村光義君	教育委員長	杉江茂君
農業委員会会長	山田英雄君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	高桑浩君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	岡田好之君
産業課長	阿部雅行君	施設課長	長澤則明君
総務課 課長補佐	中道真也君		

◎教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	上松丈夫君	教育次長	大和田貢一君
-----	-------	------	--------

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長 兼 務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	片山勇一郎君	書記	深田三恵君
--------	--------	----	-------

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		委員派遣について
日程第6		行政執行状況報告
日程第7	報告第3号	平成23年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第8	報告第4号	中札内村災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の報告について
日程第9	議案第44号	中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第10	議案第45号	中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第11	議案第46号	中札内村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第47号	中札内村防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第48号	平成24年度中札内村一般会計補正予算について
日程第14	議案第49号	平成24年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第15	議案第50号	平成24年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第16	議案第51号	平成24年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第17	議案第52号	平成24年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第18	認定第1号	平成23年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第19	認定第2号	平成23年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20	認定第3号	平成23年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第21	認定第4号	平成23年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第22	認定第5号	平成23年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第23	認定第6号	平成23年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年9月中札内村議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番佐藤議員と4番笠松議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

北嶋議会運営委員長。

（北嶋信昭議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（北嶋信昭君） それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

平成24年8月30日午前10時、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで議会運営委員会を開催し、9月定例会について協議いたしましたので、次の事項についてご協力をお願いします。

記。

1、会期について。

9月6日、木曜日から、9月14日、金曜日までの9日間とされたい。

2、議事日程について。

イ、諸般の報告。

ロ、委員派遣について。

ハ、行政執行状況報告。

二、認定第1号から、認定第6号までの各会計決算認定審査については、9月11日、9月12日、9月13日の3日間、本会議で審議されたい。

ホ、その他の議案については、初日の本会議で審議されたい。

へ、一般質問は、9月14日、金曜日に予定されたい。

以上、議会運営委員会報告といたします。

○議長（高橋和雄君） 報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この定例会の会期は、本日から9月14日までの9日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月14日までの9日間に決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第4、諸般の報告をします。

6月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については印刷したものをお手元に配付しましたので、了解をお願いいたします。

次に、閉会中における委員会の活動について、委員長から報告を求めます。

総務・産業常任委員会合同所管事務調査について、中井産業常任委員長。

（中井康雄産業常任委員長登壇）

○産業常任委員会委員長（中井康雄君） 総務・産業常任委員会合同村内所管事務調査報告書。

総務常任委員会と産業常任委員会は、合同により、次のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。

記。

1、調査期間。

平成24年7月10日、火曜日。

2、調査場所。

ア) 道道静内・中札内線道路。

イ) 札内川ダム下流左岸道路。

ウ) 西札内林道。

エ) 高規格道路。

3、調査参加者。

総務・産業常任委員会委員8人、事務局2人。

説明員、総務課・産業課・施設課職員。

4、調査目的と結果。

ア) 道道静内・中札内線道路の状況。

道道静内・中札内線道路の札内川ダム堤体を過ぎた、二番目の橋である、ペンケチャップ橋で帯広建設管理部の担当者から雪崩による橋梁上部のずれと変形被害、及び今後の復旧工事について説明を受けました。

復旧工事は、橋梁上部を取替えるため、工期は来年いっぱいかかるとのことでした。

また、今後の対策としては、現在の雪止めのかさ上げをするが、2億円の膨大な費用がかかるとのことでした。

復旧工事の早期完成と、登山者・釣り人への配慮を関係機関に求めていくべきと考えま

す。

イ) 札内川ダム下流左岸道路の状況。

ピョウタンの滝から、札内川左岸側の道路を調査しましたが、特に道路の傷みもなく、通行に支障があるとは感じられませんでした。

ダム下流右岸道路は、落石の危険性から全線通行止めとなっていました。芝生広場・ひょうたん池などの管理を村で行っているため、早期に通行ができるよう、開発局に要求していくべきとの意見が委員から出されました。

ウ) 西札内林道の状況。

林道は、8年ほど通行止めのままになっています。一部を除き道路の大きな傷みもないのですが、あのまま放置すると完全に通れなくなると感じました。

ヌーナイの造林地や、村民植樹祭の樹木の管理も必要であり、それに合わせた道路のあり方について検討することを望みます。

エ) 高規格道路の状況。

中札内側の改良工事もほぼ終了に近く、舗装工事を残すだけとなっていました。中札内以南の制限速度と、中札内以北の制限速度が異なることの矛盾を感じました。

道路が忠類まで開通すると、車の流れも変わることが予測され今から地域の対策が必要であると思われます。

今後における、工事の早期着工と安全な工事の推進が求められます。

○議長（高橋和雄君） これで委員会の報告を終わります。

◎日程第5 委員派遣について

○議長（高橋和雄君） 日程第5、委員派遣についてを議題にします。

局長、説明をお願いします。

○議会事務局長（片山勇一郎君） 委員派遣承認要求書の朗読をもって説明とさせていただきます。

赤ナンバー4番をご覧ください。

委員派遣承認要求書。

本委員会は、次のとおり委員を派遣することに決定したので、承認されるよう会議規則第74条の規定により要求します。

記。

1、日時、平成24年11月。

2、場所、音更町。

3、目的、議会広報に関する先進地視察調査。

4、派遣委員の氏名、佐藤委員長ほか委員3名。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

お諮りをいたします。

委員派遣については、会議規則第74条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、委員派遣についてを、派遣承認要求書のとおり派遣承認することは決定を

いたしました。

◎日程第6 行政執行状況報告

○議長（高橋和雄君） 日程第6、行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

はじめに、田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 定例会の開会に当たり、6月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、村表彰条例に基づく表彰についてですが、消費者協会会長から推薦のありました槇志津子氏、中札内消防団長から推薦のありました北島松雄氏、同じく故上野剛一氏、交通安全指導長から推薦のありました納谷隆氏に社会功労表彰を、中札内小学校長、中札内中学校長、村総務課長から推薦のありました松本愛子氏、同じく吉田敬氏に善行表彰を行っております。

北海道電力からの要請を受けて、電力不足に伴う計画停電対策として、7月から9月までの3カ月間、役場等の各事務所及び公共施設の照明器具や自動ドアの節電のほか、ノーマル残業デーの拡大などの取組みを実施しております。

北海道では11月から電力需要が増加し、12月から2月にかけてピークとなります。冬季は夜が長く、また、暖房によって電力需要が下がらないことから、更なる節電対策として9月から国道の街路灯2灯のうち1灯を消灯しております。

非核平和の取組みとして、8月6日から17日まで、文化創造センターにおいて「原爆ポスター展」を開催しております。

宅地分譲地ヴィレッジときわ野は、春から申し込みが好調で、7月に完売になりました。

宅地需要は引き続きあることから、現在新たな分譲地用地の検討を行っているところですが、用地取得から整備、分譲開始まで相当の時間を要しますので、札内団地跡の一部を、宅地として分譲することとし、分筆測量に係る経費を今回の補正予算に計上しております。

遊休地の処分では、南1区会館北側の土地1,535平方メートルについて、8月22日に一般競争入札を行い、1,675万円で落札し、契約しております。

企画財政グループ関係についてですが、普通交付税は、7月に算定事務を終え、当初予算額に対し、2億7,971万4,000円増の17億7,661万円となり、前年度最終交付決定額との比較では、16.1パーセント、2億4,591万7,000円の増額となっております。

また、臨時財政対策債は、当初予算額に対し、658万2,000円増の1億7,558万2,000円を限度に決定される見込みで、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた前年度決算額との比較では、2億5,262万4,000円、14.9パーセントの増額となっております。

本村の普通交付税の増加要因としては、寒冷補正の積雪度の級地区分が見直しされたこと、新設された地域経済対策・雇用対策費の単位費用が増加したことが大きな要因であり

ます。

当初の見込みを大幅に上回る財源が確保されたことから、地域経済や雇用に波及する事業で、優先度や緊急度が高い事業、さらなる節電対策を推進するための事業、公共施設及び公園の樹木の適正管理に係る経費などを、今回の補正予算に盛り込んでおります。

第5期総合計画が平成25年度に目標年度を迎えることから、次期総合計画の策定に向けて、7月24日庁内策定会議を開催し、策定方針案の協議を行っております。今後、総合行政推進委員会での審議を経て、来年9月の策定に向けて作業を進めてまいります。

川越市との中学生交流事業についてですが、7月31日から8月3日までの3泊4日の日程で、川越市内の中学校22校の1年生22人と引率者3人が来村し、ファームステイ、札内川園地でのキャンプ、農産物収穫・加工体験、カヌーなど自然体験を行っております。

昨年に引き続き本村の中学1年生に交流を深めようと呼び掛け、希望した10人がキャンプとカヌー体験を一緒に行ない、交流を深めております。

開村記念日に合わせて、8月30日から9月17日までの期間で、文化創造センターにおいて、広報写真パネル展を開催しております。昭和30年代後半から50年代前半の村の様子や行事などの懐かしい広報写真をパネルにして展示しております。

国際航業グループによる大規模太陽光発電所の建設についてですが、札幌市に本社を置くJAG北海道ソーラー開発合同会社が設立され、このほど土地の賃貸借契約を締結し、近く着工の予定であります。

道道静内中札内線についてですが、札内川ダムから約1キロメートル上流のペンケチャップ橋が、雪崩の被害を受けたため、ダムゲートから奥が通行止めになっておりますが、十勝総合振興局帯広建設管理部により復旧に向けて作業が進められています。

7月10日には、道道静内中札内線対策会議により、工事凍結後の自然環境の保全対策や未完成構築物の適切な維持管理、供用区間の安全通行確保について、現地調査を行っております。

なお、ダム下流のひょうたん沢公園の利用には影響ありません。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

住民グループについてですが、戸籍事務システム導入事業ですが、プロポーザル方式による導入システム及び業者の選定を行い、8月7日に富士ゼロックスシステムサービス株式会社と契約金額4,147万5,000円、履行期間を平成26年3月31日とする契約を締結しております。

今後は、現在戸籍・附票及び除籍・改製原戸籍のデータ作成を経て、25年8月には本システムが一部稼働する予定となっております。

有害鳥獣関係では、6月頃から熊が、新札内、新札内南、元札内、上札内、南札内、西札内地区などに出没しておりましたので、札内川河畔林内2カ所を含む7カ所に檻を仕掛けるなど、これまで2頭を捕獲し処分しております。

今後も、農作物の被害を受けている地区や人家に近い地区には、出没情報を周知するとともに、猟友会帯広支部中札内部会の協力を得ながら、更に檻を仕掛けるなど住民の安全確保に努めてまいります。

また、6月末現在の他の有害鳥獣の捕獲・駆除状況ですが、エゾシカ108頭、キツネ29頭、カラス206羽、ドバト29羽を駆除しております。

不法投棄防止対策では、7月から環境省北海道地方事務所より借り受けた監視用カメラを設置するとともに、不法投棄防止の警告看板やのぼりを合わせて設置し啓発に努めてお

ります。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、ポロシリ福祉会が、中札内市街に計画している障がい者ケアホーム建設について、7月2日付で十勝総合振興局より補助の内示があり、計画どおり建設を進めることで、報告をいただいております。

保健グループについてですが、国保特定健診等を「対がん協会」の協力を得て、6月7日から11日にかけて国保特定健診、後期高齢者の健診、がん検診などを保健センター、公民館の2会場において実施し、312人の方が受診されております。

健診後の特定保健指導についても7月下旬から順次、該当受診者に対して指導を行っております。

脳ドックについて、3診療機関と調整が整い定員100人として6月20日から受付を開始し、8月下旬から受診を開始しております。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

農作物の生育状況は、夏以降天候が回復し、全般に順調に推移し、豆類・てん菜・馬鈴しょは平年並みと見込まれております。

小麦は収穫の遅れがあったものの、猛暑にさらされたここ2年間を上回る収量が見込まれ、えだまめについては8月29日から収穫が始まっております。

食育・地産地消では、中札内産食材の地産地消と、食の推進パートナー登録制度の普及を目指して、「粋匠品・食の応援団のお店スタンプラリー」を7月から展開しております。

豆資料館企画事業は、「とち田園空間博物館運営協議会」の帯広市・芽室町・中札内村の3市町村が連携した取組みを行うとして、9月17日に帯広市で開催される「とち大平原交流センターまつり」に、黒豆と金時のお菓子の試食会を実施する予定であります。

観光関係では、札内川園地の活性化とレストハウスの有効活用を図るため、自然を体感できる参加型プログラム「札内川園地探検隊」をこれまで3回開催し、村内在住の美術家鈴木隆さんの木工作品展を開催しております。

実行委員会主催による「第14回花フェスタ」は、前年より4件多い36団体・個人の参加をいただいて、7月20日から8月10日までの22日間の期間で開催されております。入込み人数は、昨年より3,000人少ない約1万4,000人が訪れ、丹精込めて造られた花壇と庭を、多くの方々に見ていただくことができました。

花づくりに参加をいただいた村民の皆様、ご支援ご協力いただいた方々に対し感謝を申し上げます。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

かんがい施設の札内川導水路の破損事故が8月15日、南札内で発生し、札内川からの取水を停止しております。

受益農家の皆様には、大変ご迷惑をお掛けしておりますが、節水のご協力をいただき、畑作物の防除作業等に支障が出ないよう、給水車等により各ファームポンドへの給水作業を実施し、水の確保に努めております。

現在、帯広開発建設部では事故原因の調査と復旧工事を取り進めておりますが、復旧には導水管製造に約2か月を要し、取替工事期間を含め、復旧時期は11月中旬になる見込みであります。

今後、管内部の目視点検や復旧箇所での土質検査、破損管の材質調査等が実施され、事故の原因究明と今後の予防保全対策が検討されます。

平成20年の破損事故現場と同一地区の施工箇所であることから、徹底した事故原因の究明とかんがい施設の定期的な調査・点検の実施及び万が一の事故に備えた導水管等の備蓄など、万全な体制を求めてまいります。

これまで議会や区長会議を通じて整備要望の多い、簡易舗装道路の損傷状況を再調査のうえ順位化を行い、凍上による段差や路肩の肩下がりなど車両の通行に支障が出ている緊急度の高い路線の安全確保、車両通行などの優先度を考慮し、道路改良工事費を補正予算に計上しております。

また、行政区や近隣住民などからの要請を踏まえ、コミュニティー広場や各公共施設等の枯損木の除伐、街路樹等の剪定など景観に配慮した管理や近隣住宅の外壁・屋根などへ被害を及ぼす恐れのある支障木の伐採、樹木の成長により車両通行の安全確保や除雪作業等に支障を来している村道敷地の雑木の整理を行うための経費を補正予算に計上しております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、上松教育長。

（上松丈夫教育長登壇）

○教育長（上松丈夫君） 定例会の開会にあたり、6月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについてご報告させていただきます。

はじめに、8月19日深夜に中札内中学校に何者かによる建造物侵入事件が発生しましたが、幸いに機械警備の通報により盗られたものは無く、ガラス窓の破損被害だけで終わりました。このことを受け、各小中学校での金銭管理体制などの防犯対策徹底の再確認を行っております。

学校教育の状況であります。子どもたちの学力向上の取組みとして、十勝教育局指導主事訪問を7月2日に小中3校に、7月9日には中札内小学校において特設授業や公開授業など参観をいただき、本村指導主幹とともに研修のあり方や授業の進め方について指導・助言を行うなど、教職員の授業力向上のための取組みを進めております。

また、7月30日には本村指導主幹担当研修事業として、新任・新採用学校職員研修会を実施しております。

中札内村道德教育推進協議会の今年度事業では、道内4カ所での道德研修事業へ5名の教職員の派遣を決定しており、7月には教育大学付属札幌中学校研究大会などへ3名の教職員が参加をしております。

小学校の修学旅行は、6月27日・28日の日程で札幌市・小樽市での修学を終えております。

児童生徒の対外スポーツ大会への参加状況では、北海道中学校陸上競技会に2名が、北海道中学校バドミントン大会に1名が出場を果たし、それぞれ優秀な成績を収めております。

特別支援関係では、特別支援連携協議会により、特別支援児童生徒の学校間での情報交流や、保育所・小学校間での訪問交流による入学前幼児の生活状況の把握や小学校への参観を行うなど、保育所、小・中学校間連携の充実と早期の体制整備に努めております。

青少年国際交流相互訪問研修事業ではエルマ市から生徒3名及び引率者が6月28日から7月9日までの12日間の日程で来村され、ホームステイをしながら、本村中学生との交流や日本の生活・風土に接するなど、国際理解を深められ帰国されました。

学校給食関係事業では、学校食育事業の一環として7月5日と11日に中札内小学校1

学年と2学年を栄養職員が訪問し、箸の正しい使い方や給食の栄養説明など、食育に関する交流を行っております。

社会教育活動では、ジュニアアウトドアスクールは7月27日・28日の日程で、小学3・4年生31名と高校生ボランティア5名の参加を得て、国立日高青少年自然の家を拠点に体験研修を行いました。

中札内村・南砺市交流事業では、8月6日から10日までの5日間の日程でボランティア8名の協力を得て、南砺市福野地区小学5・6年生14名を迎え入れ、中札内・上札内小学校5・6年生20名と自然体験事業等を通じて交流を深めました。

川越市少年の翼は、8月20日から22日までの3日間の日程で公民館に滞在し、自己研修メニューのほかグリーンツーリズム推進協議会の協力を得ての農業体験や中札内中学生との交流事業を行いました。

中札内交流の杜は、体育館やサッカー場での各種スポーツの合宿や大会の開催、文化活動など、幅広い活用がされております。

8月15日から23日の日程で、昨年に引き続き日本クラブユースサッカー選手権（U-15）が帯広市と交流の杜を会場とし開催され、多くの村民の方々の応援や中学生のボランティアの協力をいただき、無事に終了することができました。

また、関係機関の協力をいただき、総合案内所や物産販売コーナーを設置するなど、本村を全国に発信する良き機会となるよう取り組みました。

更別村との連携事業につきましては、7月10日に更別村青少年劇場小学校低学年の部に中札内・上札内小学校児童が参加をし、7月11日には中札内村学校教育振興会舞台芸術鑑賞事業小学校高学年の部に更別村小学校児童の参加をいただき、実施をしております。

社会教育振興事業関係であります、これまで文化振興奨励事業3件、スポーツ振興奨励事業4件、社会教育活動振興助成事業2件に助成を行っております。

文化事業関係では、第1回文化祭実行委員会が7月4日に開催され、文化祭及び文化月間事業の実施に向けた取り組みが進められております。

図書館事業では、子どもの読書活動推進協議会で図書館司書による学校図書館の書架整理協力や学校図書委員会での研修会の実施を行っております。

また、「子どもの読書活動推進だより」を発行することで、各機関での情報の共有化を図っております。

図書館企画事業おはなし会夏休みスペシャルは、親子47名の参加を得ることができました。

体育関係事業では、村民スポーツ大会ソフトボール大会を7月8日に、8月26日にはパークゴルフ大会を終えております。

また、総合型地域スポーツクラブ「ピータンスポーツクラブ」は、ダンス教室やヨガ教室などの定期開催を行ってきております。

以上、主要事項について申し上げ報告にかえさせていただきます

○議長（高橋和雄君） これで行政執行状況の報告は終わりました。

◎日程第7 報告第3号 平成23年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（高橋和雄君） 日程第7、報告第3号、平成23年度中札内村健全化判断比率及

び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長（田村光義君） 平成２３年度の中札内村健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、別冊の監査委員の審査意見を付してご報告申し上げます。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） それでは、補足して説明させていただきます。

議案書の２ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告させていただきます。

本村の平成２３年度決算に基づく各比率についてご説明いたします。

１点目の健全化判断比率ですが、①の実質赤字比率及び②の連結実質赤字比率については、本村では実質収支が黒字でありますので表示されておられません。

また、④の将来負担比率についても同様であります。

③の実質公債費比率は、前年比１．８パーセント減少の８．９パーセントとなっております。

この比率について、本村における早期健全化基準は２５パーセントですので、指標からみた本村の財政状況は良好と言えます。

次に、２点目の資金不足比率ですが、これは公営企業会計ごとに算出いたしますが、簡易水道、公共下水道会計ともに資金に不足を生じておりませんので表示されておられません。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 説明は終わりました。

この平成２３年度の中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、報告済とさせていただきます。

◎日程第８ 報告第４号 中札内村災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の報告について

○議長（高橋和雄君） 次に、日程第８、報告第４号、中札内村災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の報告について、地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会の委任により専決処分の報告を求めます。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長（田村光義君） 報告案件の趣旨についてご説明申し上げます。

災害対策本部条例の一部を改正する条例の専決処分について、ご説明申し上げます。

本条例の根拠法になっている、災害対策基本法の一部を改正する法律が、平成２４年６月２７日に施行され、「災害対策本部の設置に関し必要な事項は市町村の条例で定める」としている条項が繰り下げになったことに伴い、本条例を改正したものです。

内容について、ご理解くださいますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

この中札内村災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の報告については、報告済とさせていただきます。

◎日程第9 議案第44号 中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（高橋和雄君） 日程第9、議案第44号、中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時39分

○議長（高橋和雄君） 上松氏が退席をいたしました。

休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

中札内村教育委員会委員のうち、上松丈夫氏が9月30日をもって任期満了となりますので、再度、上松氏を任命しようとするものです。

ここに、議会の同意を得たくご提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから、議案第44号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は、人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定をいたしました。

議案第44号、中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決いたします。

提出議案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前１０時４１分
再開 午前１０時４２分

○議長（高橋和雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、上松丈夫君から教育委員会委員再任に当たり、挨拶の申し出ありますので、これを許します。

上松丈夫君、登壇願います。

（上松丈夫教育長登壇）

○教育長（上松丈夫君） ただいま、教育委員の再度任用といいたししょうか、をいただきましてありがとうございます。

これまで４年間、教育の車の両輪と言われる学校教育、社会教育。とりわけ学校教育の正常化、あるいは社会教育における家庭教育及びスポーツ振興などに力を注ぎながら、誠心誠意頑張ってきたつもりです。

今、承認をいただきましたので、気持ちを新たに、自分に厳しく頑張りたいというふうに思っています。

引き続き、よろしくお願いいたします。

（拍手）

○議長（高橋和雄君） これで挨拶は終わりました。

◎日程第１０ 議案第４５号 中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（高橋和雄君） 日程第１０、議案第４５号、中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

中札内村固定資産評価審査委員会委員のうち、今野満氏が９月３０日をもって任期満了となりますので、地方税法第４２３条の規定に基づき、興農区在住の松村則行氏を新たに選任しようとするものです。

松村氏は元中札内村農業協同組合職員として本村農業の発展に貢献され、また、人格・識見ともに優れており、固定資産評価審査委員会委員として適任と存じます。

なお、本委員の任期は、平成２４年１０月１日から平成２７年９月３０日までであります。

ここに、議会の同意を得たくご提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから、議案第４５号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は、人事案件ですので、討論を省略したいと思います。
このことに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定をいたしました。

議案第45号、中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

提出議案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は可決されました。

◎日程第11 議案第46号 中札内村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第11、議案第46号、中札内村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

民法の改正により、児童の権利利益を擁護する観点から、「親権制限制度」及び「未成年後見人制度」が見直され、社会福祉法人などの法人が、未成年者の未成年後見人になることが可能になったことから、個人情報保護条例の開示請求の手続きに、法定代理人が法人である場合の記載事項を加えるものです。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー12番、議案関係資料の2ページをお開きください。

個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求は、第13条で未成年者または成年後見人の法定代理人は、本人に代わってすることができることになっていますが、平成24年4月1日に施行された民法等の一部を改正する法律により、家庭裁判所に専任された法人が未成年者の未成年後見人になることが可能になったことから、第14条の開示請求者、第22条の訂正請求者、第26条の是正の申出者で、法定代理人が法人である場合の記載事項を加えるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第46号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第４６号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第４６号、中札内村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第４７号 中札内村防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 次に、日程第１２、議案第４７号、中札内村防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

災害対策基本法の改正により、「地方防災会議の所掌事務に、地方公共団体の長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること」や、「多様な意見が反映されるよう、自主防災組織を構成する者または学識経験者を会議の委員として追加すること」が追加になったことから、改正するものです。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー１２番、議案関係資料４ページをお開きください。

改正の１点目は、条例第２条の防災会議の所掌事務で、改正前の第２号の村の地域にかかる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集することを、村長の諮問に応じて、村の地域に係る防災に関する重要事項を審議することに改め、第３号に、前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べることを加えるものでございます。

２点目は、多様な意見が反映されるよう、第３条第５項の防災会議の委員に、自主防災組織を構成する者、または学識経験のある者のうちから村長が任命するものを追加し、同条第６項の委員の定数を１７人以内から２０人以内に改めるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明は終わりました。

議案第４７号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

6 番男澤議員。

○6 番（男澤秋子君） この情報に関しての内容については私も了承するものでありますけれども、この防災組織を構成する人員の変更が 17 人から 20 人になったということも了承いたします。

それで、過去において、この組織の中での女性がどれだけこの組織に加わったのか。

そして、今後、この 20 人になったときにどれだけ的女性を起用するという考えでいるのかということをお尋ねいたします。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 防災会議の委員のうち、女性につきましては、現在まで一人もおりません。

防災会議の委員につきましては、防災計画の中で、各関係機関の役職で決めているものですから、その役職の方が女性であった場合については、女性 of 委員を任命できるのですが、これまではその役職の方が全て男性だったということで、村長が女性を任命することは実質的にできなかったということです。

男女共同参画推進計画においても、こういった防災会議などの組織での女性の登用といひますか、そういったことも推進すべき事項に入っておりますので、今回、20 人に改正し、さらに法律で学識経験者についても委員に任命することができるようになりましたので、追加する委員については、女性に参画していただくことに十分配慮していきたいなと考へているところです。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

6 番男澤議員。

○6 番（男澤秋子君） 今、その内容、今まで推薦というか、会議の中の委員として、役職でなかったらだめだということであつて、これからは 3 人、学識経験者も入れることができるということで、3 人ということを考えているということでありましたけれども、やはり今回の東日本大震災においても、やはり女性 of 視点から、また、女性が防災などにかかわるということが重要であるということが言われていますので、ぜひ、その点を配慮して、この人員の選任にあたっては、その点を考慮して選任していただければというように考へています。

○議長（高橋和雄君） 3 人が女性ということでもいいのですか。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 現行の委員の定数については 17 人以内ということでして、実際に、村長を除く委員につきましては 14 人になっております。

村長含めると 15 人なのですがけれども、改正後 20 人になりますので、定数と現行の委員の差が 5 人ということになります。

この 5 人のうち女性を何人にするかというのは、今は考へておりませんが、5 人以内で可能になるということでした、特に目標人数を持っているものではございません。

想定しておりますのは、地域防災組織としてすでに二つの行政区が組織されておりますので、そこから出ていただく方が、男性か女性かわかりませんが、可能性としてはあるかなと。

それから、ご質問にもありましたように、特に東日本大震災をみても、女性ですとか、それから、体に障害を持たれた方ですとか子どもですとか、いわゆる弱者といひますか、そういった方々への配慮を対策としてしていくためには、そういった方々、あるいは、そ

ういった方々に関係する方のご意見というのも重要だと思いますので、それらに配慮して、例えば、団体から推薦をいただくですとか、あるいは、学識経験があるとして、村長が依頼するとかいうことで、極力女性の委員が一人でも増えるように配慮していきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第４７号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第４７号、中札内村防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をしたいと思います。

１５分まで休憩をします。

１１時１５分から再開させていただきます。

よろしくお願いをいたします。

休憩 午前１０時５７分

再開 午前１１時１５分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

◎日程第１３ 議案第４８号 平成２４年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第１４ 議案第４９号 平成２４年度中札内村国民健康保険会計補正予算について

◎日程第１５ 議案第５０号 平成２４年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第１６ 議案第５１号 平成２４年度中札内村後期高齢者特別会計補正予算について

◎日程第１７ 議案第５２号 平成２４年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第１３、議案第４８号から日程第１７、議案第５２号までの平成２４年度中札内村各会計補正予算についての５件を一括して議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ1億4,614,000円を追加し、総額を36億9,886万2,000円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ1,492万1,000円を追加し、総額を5億7,872万1,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ3,714,000円を追加し、総額を2億3,195万5,000円に調整したものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ27万9,000円を追加し、総額を5,527万9,000円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ10万7,000円を追加し、総額を1億3,292万2,000円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、はじめに高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー7番、一般会計補正予算書により、歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係のある特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

はじめに、冬期に向けたさらなる節電対策としまして、公共施設7カ所の照明器具の一部LED化を実施するための予算を、各施設の修繕料に、合計で1,605万円を計上しております。

内訳は、児童館100万9,000円、保健センター392万9,000円、豆資料館36万8,000円、改善センター99万8,000円、中札内小学校62万8,000円、上札内小学校33万2,000円、文化創造センター878万6,000円となっております。

11ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費、説明欄の分筆測量委託71万4,000円の追加ですが、札内団地跡地の一部を宅地として分譲するため追加するものです。

次に、5目交通安全対策費、説明欄の街路灯・防犯灯設置工事81万1,000円の追加ですが、通学路の交通安全防犯対策として、東1条南8丁目、国道236号の中札内小学校側歩道に街路灯1基を設置するものです。

次に、12ページをお開きください。

2項企画費、3目まちづくり推進費、説明欄の住宅用太陽光発電システム導入費補助金280万円の追加ですが、設置申込の増により、前回の補正に引き続き、さらに10件分

を追加しようとするものでございます。

次に、ゆたかな環境等創成基金１００万円の追加ですが、ふるさと中札内村応援寄附金として寄附をいただきましたので、同額を基金に積立、景観形成に活用したいと考えております。

次に、１３ページをご覧ください。

３款民生費、１項社会福祉費、４目障害者福祉費、説明欄の療養介護医療費７８万円の追加ですが、重症心身障害者２名分の医療費給付費を追加するものでございます。

２項児童福祉費、２目児童館管理費、説明欄の修繕料１４１万９、０００円のうち、４１万円は児童の安全確保のため、児童館に監視カメラを設置するものです。

次に、１４ページをお開きください。

４目へき地保育所費、説明欄の修繕料４１万円の追加ですが、同じく上札内保育所に監視カメラを設置するものです。

下段の４款衛生費、１項保健衛生費、３目診療所費、説明欄の医療用備品９７万７、０００円の追加ですが、自動血球係数装置の老朽化による故障のため更新するものです。

次に、４目健康づくり推進費、説明欄の修繕料６０１万７、０００円の追加のうち、２０８万８、０００円は、老朽化している放送設備と高圧受電設備の更新及び自動ドアの改修、消防用設備のバッテリー交換を行うものです。

次に、１５ページをご覧ください。

５目予防費、説明欄の予防接種業務委託１３２万円の追加ですが、ポリオワクチンが経口生ワクチンから不活化ワクチンに切り替わることにより、費用を追加するものです。

次に、１６ページをお開きください。

６款農林業費、２項農業費、２目農業振興事業費、説明欄の環境保全型農業直接支援対策事業補助金１、７４０万円の減額ですが、昨年までの農地・水・環境保全向上対策の営農活動支援に比べ、要件が厳しくなったこと及び交付金単価の減少により、申請者が大幅に減少したことによるもので、特定財源の道補助金についても２分の１の８７０万円を減額しております。

次に、その下段、農地集積協力金交付事業補助金７０万円の追加ですが、この事業は、離農した方が農地を中核となる農業者へ賃貸し、農地集積に協力する農業者に対して補助するもので、１件分を見込んでおります。

特定財源として道の補助金を同額計上しております。

次に、１７ページをご覧ください。

３目改善センター管理費、説明欄の修繕料１６６万１、０００円の追加のうち、６６万３、０００円は、大集会室及び１階休憩スペースの壁クロスの張替え、２階ホールの戸棚の扉、南側の蓄熱サンスペースの壁を修繕するものです。

次に、３項畜産費、３目牧場費、説明欄の修繕料４６９万７、０００円の追加ですが、大規模草地育成牧場のスラリータンクへの圧送用ポンプ、ピット用攪拌機及び三方弁が故障したため、交換するものです。

次に、７款商工観光費、１項商工観光費、３目観光費、説明欄の札内川園地施設改修工事４２０万円の追加ですが、レストハウスの屋根が劣化により雨漏りが発生しているため、屋根材の張替え及び防水塗装工事を行うものです。

次に、１８ページをお開きください。

４目道の駅関連施設管理費、説明欄の開拓記念館等屋根張替え工事３６０万円の追加で

すが、屋根の劣化による雨漏りが発生しているため、屋根材の張替えを行うものです。

次に、8款土木費、1項土木管理費、2目公園管理費、説明欄の公園等支障木処理委託1,001万6,000円及び廃棄物処理処分委託886万7,000円の追加ですが、コミュニティ広場をはじめとする公園等の樹木が高木化し、隣接する民家の屋根や電線に支障を及ぼしている。または及ぼす恐れがあることから、処理をするものです。

次に、2項道路橋りょう費、2目道路維持費、説明欄の道路維持委託342万4,000円の追加ですが、道路側溝の雑木の繁茂がいちじるしく、車両の安全な通行に支障を及ぼしている。または及ぼす恐れがあることから、処理をするものです。

次に、19ページをご覧ください。

4目道路改修費、説明欄の道路改良舗装工事4,800万円の追加ですが、移転改築する中札内保育所のアクセス道路となる文化創造センターの西側の区間の鉄道記念公園通りの東側への歩道の設置と防塵舗装道路で損傷がいちじるしく、段差が発生していることにより、通行に危険性が出てきたため、元大正共栄34号道路の改良工事を行うものです。

次に、5項住宅費、4目公営住宅建設費、説明欄の公営住宅設計委託172万2,000円の追加と、その下段、公営住宅解体工事222万6,000円の追加ですが、25年度に計画していましたときわ野団地1棟4戸の設計及び上札内東団地1棟2戸の解体工事を前倒しして実施するもので、特定財源として国の社会資本整備総合交付金193万8,000円を追加しております。

次に、21ページをお開きください。

10款教育費、5項社会教育費、3目社会教育振興費、説明欄の文化振興奨励事業補助金200万円の追加ですが、北の大地ビエンナーレ実行委員会の補助金で、第8回まで審査員を務められました松樹路人氏から、絵画の寄附を受けるにあたり、謝礼をするものです。

次に、戻っていただきまして、8ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

9款地方交付税の普通交付税9,811万9,000円の追加ですが、交付額の確定により、今回の補正の財源として必要な額を追加するものです。

次に、13款国庫支出金の社会資本整備総合交付金424万8,000円の追加ですが、先ほどの歳出で説明いたしました公営住宅分193万8,000円のほか、中札内スタイル住宅建設奨励や公営住宅長寿命化計画策定など、提案事業の交付率が45パーセントから50パーセントにアップしたことにより、231万円を追加するものでございます。

次に、14款道支出金、2項道補助金、1目総務費補助金の地域づくり総合交付金6,000万円の追加ですが、中札内保育所移転改築事業に対して、交付金が見込めることになったため、追加するものです。

これにより、財源としていました9ページにあります公共施設等整備基金繰入金と同額減額しております。

次に、9ページをご覧ください。

15款財産収入、2項、1目財産売払収入、2節動産売払収入53万2,000円の追加ですが、旧森林組合建物等の解体により発生した鉄類の売払代金を追加するものです。

次に、17款繰入金、2項特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金199万2,000円の追加ですが、23年度の介護給付費負担金及び地域支援事業負担金の精算により返還されるものです。

最後に、戻っていただきまして、5ページをお開きください。

地方債の補正ですが、臨時財政対策債の額の確定に伴い、限度額を1億6,900万円から1億7,558万2,000円に変更しようとするものです。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 次に、山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） それでは、補足して説明させていただきます。

黒ナンバー8番、国民健康保険特別会計補正予算書の8ページをお開きください。

まず、歳出について説明させていただきます。

最初に、3款後期高齢者支援金、その下、4款前期高齢者納付金、その下、5款老人保健拠出金、6款介護納付金、それぞれ追加減額の補正をしておりますが、これはそれぞれ実績等が確定をし、24年度の納付額等が確定したことによるものでございます。

次に、10ページをお開きください。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金の説明欄、精算返還金1,493万5,000円の追加ですが、これは平成23年度の国からの負担金及び補助金の額が確定し、精算による還付が発生しましたので追加しようとするものであります。

次に、歳入について説明させていただきます。

戻っていただきまして、6ページをお開きください。

6ページ中段の3款療養給付費交付金、1目療養給付費交付金過年度分、説明欄にあります精算交付金290万4,000円の追加ですが、これは平成23年度の退職者医療に係る医療給付等の実勢が確定し、精算による追加交付を受けることになったものであります。

次に、7ページ、9款繰越金ですが、23年度の決算認定はまだ終わっておりませんが、見込むことは可能ですので、歳出に見合う額として、1,305万3,000円を追加し、調整するものであります。

次に、黒ナンバー10、後期高齢者医療特別会計補正予算ですが、6ページ、7ページをお開きください。

歳入で1款の後期高齢者医療保険料ですが、当初賦課及びその後の異動により、特別徴収保険料、普通徴収保険料が合わせて20万4,000円追加となり、これに伴い、7ページの歳出で2款の後期高齢者医療広域連合納付金を20万5,000円追加しようとするものであります。

さらに、歳入の5款広域連合支出金、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の交付決定を受けたことから、7万2,000円を追加し、歳出で交付金の対象経費として印刷製本費を7万4,000円追加しようとするものであります。

なお、本補正については、繰越金で財源調整をしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 続けて次に岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、引き続き、介護保険特別会計の補正予算を説明させていただきます。

黒ナンバー9番、介護保険特別会計をご用意いただきたいと思います。

歳出から説明させていただきます。

補正予算書7ページをお開き願いたいと思います。

上段、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金利子及び割引料の国庫支

出金等返還金 172万2,000円の追加でございますが、これは平成23年度介護保険給付等負担金等の額が確定によるもので、国費分、支払基金分、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を国及び支払基金に返還するものでございます。

その下、一般会計繰出金 199万2,000円の追加につきましても、介護給付費等負担金等の額が確定になったことから、村に繰出すものでございます。

これらの財源といたしまして、6ページにお戻りいただきたいと思います。

6ページ上段にあります4款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金の過年度分の精算による追加交付分。

それから、5款支払基金交付金、1目支払基金交付金、2目地域支援事業交付金の過年度分の精算による追加交付分のほか、その下にございます8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金 342万3,000円で財源調整しようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 最後に、長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 黒ナンバー 11番、簡易水道事業特別会計補正予算について、補足説明をいたします。

7ページをお開きください。

2款共同施設管理費の備品購入費。これにつきましては、南札内浄水場のFF式石油ストーブが故障による使用不能となったため、更新費に 12万2,000円を追加しております。

戻りまして、6ページをご覧ください。

歳入でございますが、歳出予算追加の財源としまして、共同施設維持管理費負担金で 10万7,000円を追加しているものでございます。

なお、不足分につきましては、歳出の積立金の方で予算を確保しております。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

これから、5件を一括して質疑を行います。

質疑、出していただきます。

質疑はございませんか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 何点か。

まず、修繕関係でLED、全体的に1,600万円ぐらい取替えるということで、電気代だけでなく、取替えることによって長持ちするのかな。そういった節電効果があるのかなというふうに思っていますけども、それらトータルでどのぐらいの節電効果というかな、修繕費も毎年何十万円もかかっていますよね。

かなり大きな経費になるのですが、そこら辺の効果なんか、もし算定していれば教えてください。

あと、11ページで、高等養護ですね。

30周年、これ、今年なのかな、当初からわかっていたことでないかなと思うのですが、この時期にどうなのかなというのがあるので、そこら辺の経緯というか、教えてください。

あと、その下の分筆測量委託、これ、札内団地の一部ということですね。

あそこ、どのぐらいの面積というのかな、一区画何平米でどのぐらいの、何区画の面積とれるのか。そこら辺ちょっと教えてください。

あと、保健センター、14ページですね。600万5,000円。

さっきちょっと聞きもらしたのですが、208万円が自動ドアとか放送施設。これ、3年前の改修のときいじらなかったのかなというのと、あと400万円ぐらいはLEDなのかな。そこら辺ちょっと聞きもらしたものですから教えてください。

あと、18ページですけど、公園の支障木の処理委託。

これもちょっと聞きもらしたのかな。廃棄物と一緒にかな。この委託ですね。

ここら辺、かなり額もでかいので、具体的な積算内訳というかな。これわかっていると思うので、ここら辺についてもちょっと説明願います。

あと、道路改修、19ページですね。4,800万円。

かなり、34号だけかと思ったら、保育所の方もあるんですね。

そこら辺、例えば、37号なんかはかなり傷み激しいのですよね。ガタガタで。

あそこかなりダンプなんかも通るので。

そこら辺の優先度というのはどうなっているかなというちょっと疑問に思ったものから、そこら辺の考え方。

あと、21ページの文化振興事業200万円。

松樹先生の絵画の謝礼ということで、補助金で組んでいるということ。

ここら辺ちょっとどうなのかな。補助金なのかどうなのか。ここら辺の、もうちょっと詳しく説明を聞きたいなと思っています。

とりあえず以上です。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 1点目のLEDの照明器具の交換についてですけれども、各施設ごとに効果額を算出しているものにつきましては、それぞれ担当課長から説明があります。

私の方から、総括的なところで説明をしたいと思いますけれども、執行状況報告で触れましたように、今、北海道では、北電の泊原発が停止をしたままになっておりまして、この冬にかけまして、さらに北電では電力需要が増えるということで危機感を募らせております。

そこで、北電の帯広支社長からも直接村長に、さらなる冬期に向けた節電の要請を受けているということもあったものですから、さらに村としてやれることということで、特に利用の多い、あるいは職員が常駐している公共施設7施設について、やれるところのLED化をするということで、今回、補正予算に計上したものでございます。

今後、改修を予定している施設ですとか、それらがはっきりしない施設については、今回、交換を見合わせております。

私の方から、今回の一括補正を計上した理由についての説明を終わりたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 続きまして、3点目の札内団地の宅地分譲に係る分筆測量の件につきまして説明をいたしますけれども、札内団地のうちすでに取り壊しの終わったところ5棟分の用地につきまして分譲しようとしているもので、全体の面積は約4,070平方メートルでございます。

区画数については8区画を予定しておりまして、1区画当たりの面積については約150坪でございます。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、保健センターの600万円ほどの内訳について、

もう一度ご説明させていただきます。

一つにつきましては、照明器具の交換というところで390万円程度。

そのほかに、大きいものが、放送設備です。和室と運動指導室の放送設備のアンプ本体が、今回いかれまして、その全面改修ということでやっております。

それに対しまして約100万円。

それから、高圧電圧設備といいまして、保健センターの東側にキュービクルがございます。

その中の高圧の部分と低圧の部分がございますけれども、低圧の部分は昨年度直しまして、高圧の部分について、今回、電気保安協会より指摘を受けまして、中のコンデンサーの取替えということが出てございましたので、今回、補正させていただきました。

高圧が76万円でございます。

それから、自動ドアでございます。自動ドアは、1カ所に集中した形になってございます。

今回のものにつきましては、役場と同じように、自動ドアが半分開きになるような形、冬場や何か、全面に開くと、あの場合、ちょっと寒い空気が来るとということで、節電も兼ね、暖房効果を上げるということを受けて、半分にできるような調整させていただきましたのと、それと、触ると開くというような、そういう形に常時させていただきたいなと思ってございます。

それから、普通に自動的に開けるような形も、調整もそれは随時できるような形になってございます。

そういうものが自動ドアの方で約20万円近くのものでございます。

それと、あともう1点の消防用のものですが、これも査察によりまして、事務所の中にある消防用の部分の中に小型のバッテリーがございます。

それが切れる可能性があるということだったもので、それに対しまして6万7,000円ほどの追加という形でございます。

そんなことで、照明器具の交換を含めまして、5点の改修を行う予定でございます。

2年前のときの放送器具については、スピーカー等の部分について一部修繕していましたが、本体そのもの、アンプそのものの修繕というのは行ってございません。

それと、去年はマイクの本数を増やせるようにということで、コンパクト型のアンプ、小さい持ち運びができるアンプ、それを去年は購入いたしましたけれども、今回は、そのものや何かはすべてむだにはなりませんけれども、本元のアンプ、そのもの自体の修繕という形になります。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） それでは、公園等の支障木処理についてでございます。

まず、内訳等につきましては、低木等の手作業等でできる分につきましては、事業団なりそういうところに委託する中で130万円。枝の処理も含めて見ております。

あと、大型機械の必要となるコミュニティー広場等の高木等の伐採等には、約870万円を見て、それぞれ処理するというふうになっております。

また、廃棄物の処理の方につきましては、それに出た枝等の廃棄物を村内の廃棄物処理業者に一括処理をお願いするということで880万円、処理費を見させていただいております。

支障木に関しては以上ということになっております。

続きまして、道路の改修費でございます。

今回、道路改修費に4,800万円見させていただいております。

この内訳につきましては、鉄道公園、今回、保育所改築に伴って、文化センターのところの舗道に約215メートルの歩道を550万円で付けるというふうに見させてもらっています。

その他の4,250万円は、34号道路の改良ということで、基線から1線間の約500メートル間に2カ所、凍結等によって段差ができていて、車が跳ねるということが、支障ができていますので、その間の改良費で見えております。

あとは、37号等の傷みの激しい部分の順位ということになっておりますけども、今回、また、再度、村内の道路等各点検しております。

37号につきましては、言われるとおりにかなり傷みも激しくなっております。

その中で、今後の優先的には高い位置に位置しておりますけども、この後の総合計画等の中で、随時改良等、オーバーレイなどどのような改良できるのか検討していくというところになっております。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 文化奨励事業補助金での絵画の謝礼はなぜかというご質問ですけれども、松樹先生の方から、第1回目から第8回目までの審査委員としてのかかわりを行ってきたことの足跡を中札内村に残したいということで、絵画の寄附の申し入れがビエンナーレ実行委員会の方にありました。

その対応についても、今、中西実行委員長が窓口となってお話を進めていただいておりますので、最終的には賞作品と同じように、実行委員会で購入して、村で管理するという流れですので、そういった形で将来的には村で長く管理することになるかと思っておりますけれども、現段階では、実行委員会への寄附ということですので、実行委員会の方の報奨金を増やして、その予算の中でお受けするというので、今回、補助金という補正をさせていただいたところです。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） それでは、高等養護への補助の関係でございますが、ご指摘のとおり、本来、記念事業でございますから、最初の時点で予測ができなかったのかということですが、たまたまこの事業については、実行委員会、PTAだとか父母の会だとかが実行委員会を構成してやると。

当初の段階では、動きとしてはあったようでございますけれども、そこまで明確になっていなかったということで、村の方には具体的に、その段階でのご相談はございませんでした。

その後、一番最初は7月ぐらいだったと思うのですが、骨格がまとまって、ぜひ記念事業を組みたいと。村としてもこの間の経過ございますので、福祉的な関連の部分、地元的高等養護学校があるというその認識を広めていただく点も含めて、その全体事業の一部ですが、補助をするということで、当初でなくて、年度の中間でそういう事業の骨格が固まったということで、今回の補正に上げさせていただいております。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 大体理解はできましたけども、まず、札内団地の関係。8区画とれるということで、ときわ野も完売したということで、あとほか幾らも残っていないですね。

これはやっぱり一番の緊急の課題だと思うので、早急に分筆するなりして、ぶら下げる
というか、PRすべきかなと思っていますし、ここだけでなく、村の遊休地も結構あり
ますよね。

そこら辺についても、分筆しないでもそのまま売れるところもあるかもしれないし、そ
ういう遊休地を積極的に売っていくというかな、とびとびにあるのでしょうか、そう
いうことでも積極的に売っていくという、そんなことが、買う人も選択が広がるので、ぜ
ひ早急に進めてもらいたいなというふうに思います。

あと、支障木との関係。枯れかかった木でかなりありますけれども、手入れすれば活着
するような木も結構あるのかなと思っています。

特に桜の木とか結構見ていい木なんかも半分枯れかかったようなものがたまに見受
けられます。

そこら辺についても専門家に見てもらおうと。切ればいいというものではなくて、いい木
については残す努力もぜひしてほしいなというふうにしています。

監査の報告でもちょっと触れておりましたけども、意見書、触れていましたけども、樹
木医とかそういった専門家に見てもらって、いい木についてはぜひ生かしていくことも必
要かなという、そんなふうに思いますので、今後取り組みをしてもらいたいものだと思っ
ています。

あと、37号、あそこもかなり、重機等でかなりわだちが大きく出ているので、そこら
辺についてもぜひ前向きに調査をした中で、優先度、かなり高いのではないかなというふ
うに見受けられますので、そこら辺について、ぜひ入れていってもらいたいものだなとい
うふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） ご意見の方が多かったと思うのですが、考え方、もしありました
ら出してください。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 分譲宅地の関係ですけれども、まだ宅地として公売、分譲で
きる可能性のあるところはあるのですけれども、今回については見送っております。

既存の桜ヶ丘、あけぼの、めぐみニュータウンについても、合わせまして4区画があり
ますので、今回、合わせて1枚のちらしのようなものを作成を今しております。

さらにそこについても完売できるように、少しPRに力を入れるということで、並行し
てやっているところです。

その他の遊休地については、札内団地の分譲地の売れ行き状況を見ながら、それから、
現在新たな分譲地の用地の確保も別途検討しておりますので、それらの状況も見ながら考
えていきたいと思っています。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質問。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） それでは、15ページになりますか。

今回、予防接種事業のことについてなのですが、この予防接種はポリオワクチン
の接種方法が変わるということで、今まで生ワクチンから不活化ワクチンに変わっていく
ということで、その費用が加算されたという内容だったと思います。

そこで、対象者は何人ぐらいいて、その一人に対してどれだけの金額が加算されるのか
ということと、あと、これに対する関係する保護者に対しての周知方法をどのように行っ
たのかというようなことについてお尋ねいたします。

それとあと、次の18ページの、先ほどの知本議員の方から支障木の処理というところでいろいろと支障木を処理するということを書かれまして、その費用の中に、廃棄物処理として880万円ほど。そのまま廃棄物として処理するということが言われましたけれども、私、この廃棄物を全部廃棄物とするのではなくて、たまたまやはり住民も暖房として、薪として火を使っている方がいるのではないかと思うので、その辺を住民の方に利用してもらうというような考え方がないのかどうかということをお尋ねいたします。

それとあと、21ページの文化創造センターの修繕費、これ878万6,000円なのですが、この金額全部が省エネのLED化の照明電灯に取替えるというような金額なのかどうかという。

その3点についてお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、まず、ポリオの関係でございます。

生ワクチンから不活化ワクチンに切り替わるということでのものございまして、これの接種の期間と言いますのは、生後3カ月から90カ月未満の7.5歳までの間に、今までは生ワクチンですので、それを2回飲むということでした。

そういう方たちが対象になってございまして、現在、その中で、まだ未接種の方たちが、調査しましたところ、平成21年4月から24年7月生まれのお子さんで、未接種の方が43人おられました。

そして、生ポリオ1回だけ接種されている方が18人ございましたので、この方たちが対象という形になって、今回、この方たちが100パーセント打つということを想定してのものがございます。

1回当たりの費用なのですが、前回までの薬品だけのお値段でいきますと、生ワクチンにつきましては350円程度でございました。

それが、今回は薬品だけで、1回当たり5,450円という金額になり、回数も生ワクチンは2回で済んだものが、ポリオは4回という形になりますので、1回接種するのに薬品プラス接種費用、それから問診料や何かになりますので、1回接種すると大体8,000円ぐらいを想定してございます。

その4回の回数なり3回の回数なりを予算化させていただきました。

それで、保護者の方につきましては、個別に周知をさせていただきまして、すべての管理を保健センターの方でさせていただいて、いちいち受付を保健センターで行い、そして、診療所に連絡をしてというそういう形をとらせていただきますので、未接種者の確認や何かはすべて保健センターでできるという形になってございますので、適正な接種に努めてまいりたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 支障木の廃棄物の処理についてです。

伐採した木の幹の部分につきましては、伐採等に絡みまして、引き取り、運搬等の売払い等も含めて処分するとなっております。

ここでみさせてもらっている廃棄物等につきましては、材料とならない枝の部分、薪等にもちょっと、太い部分も出るのでしょうか、細い枝の部分の廃棄物のことを処理費でみさせてもらっております。

それで、薪等を、焚いている住民の方というふうになんかお分けすることはできな

いような枝等ということの廃棄物の処理をみております。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 文化創造センター修繕費の内訳は、すべてＬＥＤ化にかかる費用でございます。

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩をしたいと思います。

１時から再開をさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

休憩 午後１２時０２分

再開 午後 １時００分

○議長（高橋和雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、午前中に引き続き会議を開きたいなと思います。

補正予算に対する質疑をもらいたいと思います。

質疑はございませんか。

６番男澤議員。

○６番（男澤秋子君） それでは、先ほどの質問の引き続きで、再度質問をさせていただきますけれども、この先ほど、ポリオワクチンの不活化に対するこの費用ですとか対象人数もわかりましたし、今回の不活化になることによって、すごく負担が多くなるのだなということが理解できました。

それで、この不活化ワクチンに対する周知などもきめ細かにやっているということでもありますけれども、今後においても、１１月ごろ予定として、三種混合と一緒に、これでもできるというような情報があります。

そうすると、なお混乱をきたしたり、この幼児の予防接種においては短い時間にいろいろな予防接種をしなければならないということがありまして、本当に対象者の保護者は、どの予防をいつやったのかということが本当に大変なことだと思いますけれども、それはある程度個人にもきちっと周知できるような体制をとっていただくことをお願いいたします。

それと、あと次なのですけれども、支障木に対する処理として、私は家庭で燃やせるものは家庭にお分けたらどうですかというようなことを言いましたけれども、そういうものではなくて、本当にそういうことに使えないものを処理する費用だということを言われましたし、その前に、この廃棄物処理の機械の使用料もあるというような説明でありましたけれども、機械代が幾らであって、この枝の処理が幾らかということがわかれば教えていただきたいと思います。

それとあともう１点の文化創造センターの修繕費が８７８万６，０００円で全部ＬＥＤ化の取替えの費用ということで、施設も大きいので、この金額が妥当かどうかはわかりませんが、これはもう全面的にできるところはするとなると何個ぐらいの数を交換するということになるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） ９月末から生ポリオから不活化に切り替えるという形で、今周知をしてございます。

それで、今度、国の方の予定で１１月になりますと、今まで三種混合だったものに不活

化ポリオが入りまして、四種混合という注射に変わります。

そんなことで、ジフテリア、破傷風、百日咳、不活化ポリオが1本で打てる形になっていますので、今現在、これから9月の段階から11月までの間に打つ方は、そのままの継続になり、11月以降はまた別な打ち方という形になります。

そういうことも踏まえまして、お客様の方に、住民の皆さんにとっては混乱のないように、徹底的に周知をしていきたいなと思っております。

幸い、私どもの方では小さな村ですので、周知人数も少ないですし、診療機関も中札内の診療所で行えるということがありますので、何とか対応できる範囲だと思っております。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 処理費にかかる経費です。

枝の量が大体、およそですけども1,800立米ぐらいを見込んでおります。

それに係る処理費が1立米3,500円ということで、およそ処理費で660万円。

あと、機械代ということで、それぞれ運ぶために、ダンプへの積み込み等にバックホーで20日間、1日8時間とみまして、およそ134万4,000円。

また、ダンプ運搬で20日間、これもみさせていただいて、時間4,800円で8時間のおよそ80万円。

あと、それぞれバックホー等を移動するのに4回程度移動ということで10万円ほど予算をみまして、全体で880万円というふうに計算しております。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 今回の文化センターの施設のLED化に係る計画なのですが、開館中に、頻度が高く点灯されているところの照明器具を中心に取替える計画を行っております。

全館ではなくて、今、部屋の名前をお知らせいたします。

一つ目は図書館。図書館には天井高いところのトップライト、間接照明で行う水銀灯があり、一般照明の蛍光灯。そのほかに図書の棚を照らす蛍光灯などがあります。

これらについて、今、水銀灯、白熱灯、蛍光管があるのですけれども、それぞれLEDに取替えれる位置については取替えるということです。

あと、そのほかに事務所、教育長室、あと、玄関から入ってエントランスホール、ラウンジ、あと、玄関外のポーチの部分の照明について、今、取替えるということで800万円を超える額となっております。

個数については、ちょっと今、足せないのですけれども、約、今の範囲で600個程度です。

そのほかに、使用頻度の低い和室ですとか創作室とかいうところについては、もう少し時間を待って、かなり流通が多くなって価格の安定が見込めるころには、一般的な蛍光灯の取替えで対応していければというふうに思っています。

それ以外に大きな施設として、うちにハーモニーホールがあります。

そこについては、かなり特殊な機械ということで、対応ができるということで見積りはとったのですけれども、定価ベースで、ホールだけで5,000万円程度かかるということで、これについては機器の寿命がきたときに、そういった対応も考えながら補修していくのがいいのかなということで、今、計画に上がっているのは以上のとおりであります。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか。

5 番黒田議員。

○5 番（黒田和弘君） それでは、私から 2 点についてお聞きをしたいというふうに思います。

先ほどから出ております 18 ページの公園管理費の関係でございますが、1,800 万円ということで非常に多額の額になっているわけですが、地域住民というのですか、結構スプレーが現地にかけてあるというのかな。これ何だという話で、ちょっと私もわからなかったものですから。ああ、なるほどなということで今回わかったのですが、まず 1 点目は、交流の杜サッカー場の東側の五葉松ありますよね。基線沿いかな。あそこに歩道あるのですが、そこについて、ずっと 38 号というか、あそこの団地のところまで長く、全部の木に印がついているのですね。

結構太い木なのですが。

恐らく私は、歩道の除雪も冬していますから、除雪のときに支障があるから整理するのかなというふうに見ているのですが、確認をしたいわけですが、枝払いというか、そんな形で終わるのかなというふうに私は見ているのですが、そこら辺、伐採するのか枝払いなのか。そこら辺をまず確認をしたいというふうに思います。

もう 1 カ所については、鉄道記念公園ですか。あそこにもちょっと行ってきました。

ほかにも何カ所かあるのかちょっとわからないのですが、行きますと、結構さっき言っておりましたように、結構な本数なのですね。

それはいいのですが、いろんな、人間ですから考え方で木を残すべきだ、切るべきだということなのですが、今回、執行状況等を見ると、それぞれ民家に迷惑している部分については切るということなのですが、現状を見ると、先ほど言いましたように、結構見たよりも非常に多いわけですね。

それで、そういう支障木伐採等の印の基本的な考え方というのかな。こういう形の木については印付けたという考え方をちょっと聞きたいのと、併せて、あそこは結構民家が多いですから、シビアにその木切るのであればこっちも切ってくれだとかこっち残してくれだとかという結構シビアな作業の実態になるのではないのかなというふうに思いますので、行政区だとか、あるいはまた近隣の民家の人と十分連携をとらないと、作業している段階、あるいはまた終わった段階から、結構みんなに喜ばれるのであればいいのですが、非難も浴びることも私は予想されるのではないのかということを思いますので、そこら辺十分に、連携はとっていると思うのですが、その辺どんな形で確認というか、連携とおおえるのかなということをちょっとお聞きをしたいなというふうに思います。

もう 1 点につきましては、歳入の 8 ページの地域づくり総合交付金 6,000 万円の関係です。

これは道の補助金ということで、平成 22 年度に創設された交付金であるというふうに思います。ちょっと調べてみますと、道費も総額で 40 億円といったかな。そのうち中札内に保育所関係 6,000 万円ということで、非常に、村長以下努力された結果がこういう 6,000 万円ということで補正が出されたのかなというふうに私は理解をしております。

地域づくり総合交付金を見てみますと、三つのメニューの事業というのかな。これあるわけですが、地域づくり推進事業ではないかというふうに思うのですが、ここに該当しているのかどうか。あるいはまた、6,000 万円の内容というか根拠といいますか、こういう形で 6,000 万円が交付されたよという、そこら辺のことを、わかっている範囲内

で結構でありますので、説明をしていただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） まず1点目の交流の杜東側、基線沿いの38号から37号までの五葉松の木につきましては、下枝払いということで整理していきたいというふうに考えて、今準備をしております。

2点目の鉄道公園、記念公園と言われましたけど、コミュニティー広場の関係かと思えます。

この関係につきましては、平成3年に整備いたしましたして、約20年経っております、その間、木を植栽してきております。

この間、それぞれ手入れ等もなかなか、枝等は払ってきておりますけども、ほとんどの木が高木になっておりまして、近隣住民の方の日陰になるだとか、一部シラカバ等成長の早い木につきましては、大分傷んできて、枝折れだとかしているということで、そういう高木になっている弱い木、または枯損木の木等は印を付けて、今回、伐採というふうに予定しております。

それに係るひばり区、興農区等にかかっている、コミュニティー広場にかかっている部分の住民等の方ということですが、区長さんにはお話して、この間、こういうような形で整備していきたいのだというふうにお話はしております。

また、実際の事業にあたりましては、近隣のまた住民の方にご説明をしながら、こういう形でこの木を切っていくとか、そういう意見も聞きながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 地域づくり総合交付金のメニューについては、ちょっと今手元に資料がなくてお答えできません。

そのうちの一つに該当するというので、村から要望をして、今回、交付していただける見込みが立ったということです。

6,000万円の根拠については、積み上げたものではなくて、この事業の補助金の限度額が1億円でございまして、2カ年継続事業ですので、本年度6,000万円、道の全体の予算枠の中で、中札内のこの保育所改築事業に対しては6,000万円というふうに決定される見込みということです。

要望は1億円、2カ年で1億円を要望しております。

来年については何とも申し上げられません。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 大体理解をいたしました。

公園の管理ですけれども、そういうことで実施に当たっては近隣の住民とトラブルが起きないように詰めていきたいと、ということだと思っておりますが、実質、例えば、シビアなことでありまして、その木、隣の人切ったのにうちの何で切らないのかということが常時発生するような気がするのですね。

せっかくこれだけのお金をかけるわけですから、やっぱり地域住民が理解するような、納得できるような形での事業を推進をしていただきたいなと、このように思います。

さらにまた、地域づくり総合交付金の関係ですが、今の説明で、2年間で1億円というこういう枠のようです。

2カ年事業でございますので、ぜひ来年も4,000万円獲得に向けた、村長以下強力な活動をする中で、交付を願っていただきたいなというふうをお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいなと思います。

そのほか、ご質問ありませんか。

4番笠松議員。

○4番（笠松直君） 教育費のところなのですけども、先ほど、知本議員から質問があって、答弁はいただいているのですが、教育振興費ですね。

ビエンナーレ展に関して絵画を寄贈してもらうことになった。

そのことについての謝礼として200万円というふうに聞いたのですが、ちょっと我々の常識からするとわかりづらいのですね。

200万円というと村の臨時職員一人分になるわけですね。

普通こういうものに対する謝礼というのは、表彰状に記念品をつけてぐらいなものかと思うのですね。

それについて200万円というのはどういうことで出てきたのか。

こういう言い方は下世話にすぎますけども、では、次から次から絵を寄贈してくれたら次から次へ出そうかというような変な話にもなりかねないのですね。

芸術の世界というのは、我々凡人からすると摩訶不思議なところがありますから、こういう世界ではこういうことが行われているのかどうか。

そういうことも含めて、もう少し我々のわかるように説明をしていただけますでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 予算説明の中で寄附という言葉を使わせていただいているのですけれども、実際のやりとりの期しているところは、先ほど申し上げたとおり、ビエンナーレの審査にかかわった足跡を残すために、私の絵を中札内村にということでお話あったときに、お金のことは言わないというようなことでお話があったそうです。

そこで今、寄附とはっきり言えないようなところもあって微妙なところがあったものですから、直接聞くこともできないということで、ビエンナーレの審査員の中に安井相談役がいらっしゃるの、そこにそのようなお話があったということでご相談をさせていただきました。

松樹路人氏の今こちらの方という絵は、60号の大きさで、今手元に残しているご自身の代表作品だということを考えると、かなり高価な値のあるものになるというふうと考えております。

実際絵を描くにもかなりの経費をかけているということで、ただ受けるということにはならないだろうというアドバイスも受けて、ではその額はというところでの相談もあったのですけれども、ビエンナーレの大賞作品の買取が200万円ということもありますので、そういった額を謝礼という形でお支払するのは妥当ではないかというようなアドバイスを受けて、今回、このような補正をさせていただいたということであります。

○議長（高橋和雄君） 4番笠松議員。

○4番（笠松直君） 絵そのものに対する、絵をもらったことに対する謝礼と、それから、10年間ですか、その審査員として活躍してくれたその功労というような意味もあるのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 功労に対する謝礼というふうには直接考えていないのですが、当然そういったことで8回の審査にかかわっていただいた功労、本当にお世話になった方からの申し入れということで、それについてはお受けしたいという気持ちですが、そういったことでの表れというふうに考えていただければというふうに思います。

その審査ごとには、それぞれ報償でお支払していますので、そのことでお金にどうのこうのと言うことではございません。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ご質問ございませんか。

7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 9ページ、不動産売払収入、これは多分さっき言った森林組合の鉄骨の売払いだと思うのですけども。そうですね。

53万2,000円というのはすごく安いような気がするのですけども、何トンあって単価がどのくらいだったということと、もう一つは、17ページの商工観光費、札内川園地管理というのは、最初のレストハウスのことだと思うのですけども、あそこはかなり古くなって、420万円も出して屋根を取替えるみたいなのですが、今後あの場所というのは、何か展示物があると伺っていますけども、今後せつかく直すのであれば、何か今後の使い道とか何とかというのは考え方の中にあるのか。

この2点だけお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 阿部産業課長。

○産業課長（阿部雅行君） レストハウスにつきましては、建築以降35年経過しております。

かなりの劣化しているのは事実でして、これまでも雨漏りしていたのですけども、活用が昨年まではあまりしていない状況だったので手直しはしていませんでした。

ですけども、今年度から札内川園地レストハウスの関係も活性化ということで、園地探検隊ですとか、今年はすでに3回行っています。

そして、作品の展示もございまして、村のアーティストの作品を展示などをして、なるべく園地に人を呼び込むような形をとろうと思っていますので、今後、レストハウスの活用もそれに合わせて増やしていこうと考えております。

それで今回このような屋根の修繕を提案してございます。

○議長（高橋和雄君） 鉄骨の関係はちょっと今調べているので。よろしいですか。

暫時ちょっと休憩します。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時25分

○議長（高橋和雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） まず、数量ですけれども、鉄類のうちH鋼につきましては1万470キログラムです。

H鋼を除くその他の鉄類で1万7,620キログラムです。

単価が、H鋼がキロ当たり19,95円。その他の鉄類が同じく18,375円です。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） これちょっと、今の鉄単価でこのぐらいなのかなという気もするのですが、もうちょっと高いような気もするのですが。

ただ、不用品売払いって何かいつも村で出すときに、金になるものも不用品の売払いみたいなことをするので単価が下がるのかなという部分もあるのですが、何かこの森林組合壊すときにも聞いたはずですが、では、あの鉄どうするのですかといったときに、不用品で出すみたいなことを言っていたのだけど。

今後、こういうものに関しては、金にすることを考えていかないと。

不用品不用品ということになれば、何か単価的にもものすごく安く見えるし、多分、25円ぐらいするのでないかと思うのだけどね、鉄単価。

ちょっと詳しくはわかりませんが。

そんなことで、今後、いろんな面でやるときに、不用品でなくて、やっぱりこれは製品としても売れるような形の中で、何とか処理をしていただきたいというのと、今、札内川園地の方はわかりました。

けども、今後、やっぱりせっかくつくるものですから。特にあのつくりというのはなかなかそこらにはないようなつくりなので、あれをやはりうまく活用していくような形の中で何とか利用していただくことで頑張りたいと思うのですよ。

あれはちょっとそこら辺にない建物ですよ、ああいう建物というのは。

そんなことで、今、次の段階で少しずつ考えているようですが、何とかフル活用できるような形の中で、せっかくですから、420万円もかけるわけですから。

何とか活用していただきたいということです。

○議長（高橋和雄君） 最初のご質問に答えていただきます。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 村としても不用品ということではなくて、動産ということで売払いをしております。見積りにあたっては、不用品ではなくて鉄類の売払いということで、十勝管内の主要な二つの業者に見積りを依頼して、高い方の業者と契約を締結したということでございます。

○議長（高橋和雄君） 2問目に関してはご意見ということでお聞きしておきたいと思います。

そのほか、ご質問ございませんか。

いいですか。

質問がないようですので、これで質疑を終わりたいと思います。

それでは、議案第48号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第48号、平成24年度中札内村一般会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第４９号に対する討論を行います。
討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第４９号、平成２４年度中札内国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第５０号に対する討論を行います。
討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第５０号、平成２４年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５０号は、原案のとおり可決されました。
議案第５１号に対する討論を行います。
討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第５１号、平成２４年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５１号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第５２号に対する討論を行います。
討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第５２号、平成２４年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 認定第1号 平成23年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第19 認定第2号 平成23年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第20 認定第3号 平成23年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第21 認定第4号 平成23年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第22 認定第5号 平成23年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第23 認定第6号 平成23年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第18、認定第1号から日程第23、認定第6号までの平成23年度中札内村各会計歳入歳出決算認定についての6件を一括して議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程認定議題に供されました各会計決算の提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

平成23年度の各会計決算がまとまり、監査委員による決算審査も終わりましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見を付して、議会の認定をお願いしますものです。

また、主要な施策の成果並びに実績報告書、財産調書を併せて提出しておりますので、内容をご精査いただき、認定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明は終わりました。

続いて、監査委員の決算審査意見を求めます。

木村代表監査委員。

○代表監査委員（木村誠君） それでは、23年度決算審査のご報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度各会計歳入歳出決算審査を終了し、平成24年8月22日、村理事者に決算審査意見書を提出いたしました。

審査期間は、平成24年7月27日から8月7日までの土・日を除く5日間の日程で行いました。

審査中、軽易な点については各課長を通じ、個々に指摘し、改善と対応を求めているのですが、決算の主な内容は、お配りしています決算審査意見書をお読みいただきたいと思います。

以上、監査報告とさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） お諮りをいたします。

本日の会議はこれまでとし、明日 7 日から 10 日までの 4 日間は、議事の都合により休会し、11 日午前 10 時から本会議を再開したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

よって、次回は 11 日午前 10 時から本会議を再開することに決定をいたしました。

本日はこれで延会といたします。

延会 午後 1 時 35 分